

令和6年度（2024年度）滝山観光まちおこし実行委員会負担金交付要綱

令和6年（2024年）4月1日施行

（目的）

第1条 この要綱は、滝山観光まちおこし実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う事業に対し負担金を交付することにより、滝山三城（滝山城・高月城・根小屋城）をはじめとする滝山エリア特有の観光資源を巧みに活かしたまちの魅力を市内外へ発信するとともに、八王子市の新たな観光地づくりと滝山エリアの機運醸成を図ることを目的とする。

（適用）

第2条 負担金の執行については、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（昭和35年八王子市規則第19号）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象事業等）

第3条 この負担金の交付対象となる事業は、実行委員会が実施する第1条の目的に寄与するイベントやプロモーション事業とし、対象となる経費は、企画事業の運営及び設営に係る経費とする。  
2 負担金の交付額は、前項に定める事業経費のうち、当該年度の市の予算額をもって上限とし、補助率は10分の10とする。

（交付申請）

第4条 実行委員会は、負担金の交付を受けようとする場合は、負担金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条に規定する負担金交付申請書を受理したときはその内容を審査し、相当と認めた場合には負担金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（事業計画の変更）

第6条 実行委員会は、事業計画の内容を変更しようとするとき（事業の中止を含む。）は、負担金事業等変更申請書（第3号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

（事業計画の変更の承認）

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、相当と認めた場合には負担金事業等変更承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 実行委員会は、事業が完了したとき（事業の中止の承認を受けたときを含む。）は 1 カ月以内に負担金事業等実績報告書（第 5 号様式）に事業報告書及び決算または収支精算書その他必要な書類を添え、市長に報告しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、報告期限を 1 カ月間に限って延期することができる。

(負担金の額の確定)

第 9 条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときはその内容を審査し、事業の成果が負担金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、負担金の額を確定し、負担金確定通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

(負担金の支払等)

第 10 条 市長は、第 5 条の規定により交付すべき負担金の額を確定したのち、当該負担金を支払うものとする。

2 実行委員会は、前項の規定により負担金の支払いを受けようとするときは、負担金（概算払）請求書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

3 実行委員会は、負担金の概算払を受けたときは、前条の規定による負担金の額の確定通知書受領後、負担金精算書（第 8 号様式）を市長に提出し、速やかに負担金を精算しなければならない。

(交付決定の取消)

第 11 条 市長は、実行委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、負担金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により負担金の交付を受けたとき。
- (2) 負担金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 負担金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき。
- (4) 前各号のほか、この要綱または他の法令に違反したとき。

(負担金の返還)

第 12 条 市長は、前条の規定により負担金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に負担金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。